

3 公平審査関係業務

職員が全力をあげて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分であったり、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があつた場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、その要求を審査し、判定を行う。その結果、要求が適當なものと判定した場合は、権限を有する機関に対して必要な勧告をするなどの措置を執る。

令和2年度における措置の要求の処理状況は、次のとおりである。

年度当初 係属性件数	新規 件数	処理件数					年度末 係属性件数
		要求認容	棄却	却下	取下げ	計	
3件	0件	3件(※)	0件	0件	0件	3件	0件

※ 一部却下(1件)

(2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があつた場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行う。また、必要があると認めた場合は、処分者に対し、職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

令和2年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

年度当初 係属性件数	新規 件数	処理件数					年度末 係属性件数
		処分取消	処分修正	棄却	却下	取下げ	
2件	4件	0件	0件	1件	0件	1件	2件

(3) 苦情相談

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があつた場合は、職員の苦情相談に関する規則の規定に基づき、助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。また、必要に応じて、関係者に対し、事情聴取、照会その他の調査を行う。

令和2年度における苦情相談の状況は、次のとおりである。

新規申出件数	相談終了件数	年度末係属性件数
44件	44件	0件

(4) 公務災害補償審査請求

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」第5条の規定に基づき、学校医等から補償の実施に関して審査請求があつた場合に、これを審査して裁定を行う。令和2年度は、審査の請求はなかった。

4 勤務時間、休暇等勤務条件関係業務

(1) 勤務条件に係る人事委員会の役割

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する制度について絶えず研究を行い、その結果を県議会及び知事に対し報告している。

職員の勤務時間、休暇等の勤務条件に関することは、地方公務員法第24条第5項の規定により、条例（「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等）により定められるが、職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃に関しては、同法第5条第2項の規定により、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされ、また、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関しては、同法第8条第1項第3号の規定により議会又は長に対し意見を申し出ることとされている。条例の実施に関し必要な事項（手続、要件等）は、同条第5項の規定に基づき人事委員会規則（「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等）により定めるとともに、適正な運用を図るため、運用通知を定めている。

(2) 条例案に対する意見の提出

令和2年度において、勤務条件等に係る条例の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次の1件について異議がない旨意見を申し出た。

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（定県第173号議案）

(3) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき令和2年度中に公布した勤務条件関係規則は、次の5件である。

また、勤務条件関係の規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために規則の運用について通知したものは、次の8件である。

＜規則関係＞

ア 一部改正 5件

- (ア) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年人委規則第38号）
- (イ) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第6号）
- (ウ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第7号）
- (エ) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第15号）
- (オ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第16号）

＜通知関係＞

ア 制定 2件

- (ア) 令和2年度における夏季休暇に係る職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用について（令和2年人委第95号）
- (イ) 令和2年度における夏季休暇に係る学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用について（令和2年人委第96号）

イ 一部改正 6件

- (ア) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和2年人委第42号）
- (イ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和2年人委第43号）
- (ウ) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和3年人委第216号）

- (イ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和3年老人委第216号）
- (オ) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和3年老人委第242号）
- (カ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和3年老人委第242号）

(4) 「職員の勤務時間、休暇等」の発行

各所属での勤務条件に関する実務の円滑な実施に資するため、勤務時間、休暇等の諸制度について解説するとともに、実例等を盛り込んだ「職員の勤務時間、休暇等」（昭和57年3月初版）を作成している。
平成17年4月に電子化し、庁内で共有している。

5 労働基準監督機関としての業務

(1) 労働基準監督機関としての職権行使

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使する県機関の事業所（所属）は、令和3年4月1日現在で、490事業所である。（別表1の1）

なお、現業職員（労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに該当する事業所に勤務する職員及び単純労務職員）については、労働基準監督官（労働基準監督署長）が職権を行使する。

労働基準監督官（労働基準監督署長）が職権を行使する県の事業所（所属）は、令和3年4月1日現在で、35事業所である。（別表1の2）

(2) 労働基準監督機関としての職権行使の状況

ア 各事業所における管理状況の把握と指導

労働基準法、労働安全衛生法等により各事業所に義務づけられている事項（勤務時間関係、衛生関係、健康診断関係、特定機械等の管理関係等）について、各事業所の自主的管理を促すとともに、人事委員会として総合的に各事業所の状況を把握するため、「労働基準・労働安全衛生自主管理表」を対象の全事業所に配付し、年度ごとの記入を求め、毎年その写しの提出を求めている。

「労働基準・労働安全衛生自主管理表」によるデータは集計し、各任命権者、事業所の指導に活用している。

イ 事業所調査と指導

職員の勤務条件の維持向上、安全衛生の確保を図るため、毎年一定の事業所を抽出し、職員の勤務時間、衛生管理体制、健康管理体制、衛生基準、ボイラー等の特定機械に係る管理状況等について、事業所に赴いての調査・指導を実施している。

令和2年度は、11事業所を抽出して書面により調査・指導を実施した。主な指導内容は、時間外労働・休日労働に関する協定届など勤務条件に関する事項、衛生委員会の定期開催、健康診断の結果報告など安全管理に関する事項等であった。

ウ 許認可等の事務

労働基準法、労働安全衛生法は、職員の適切な勤務条件、安全衛生を確保するため、勤務条件、衛生管理及び安全管理に関することについて一定の基準を定め、事業主（各所属長）に対し、所定の場合に、労働基準監督機関の許可を得ること等を求めている。

令和2年度は、時間外労働・休日労働に関する協定届や健康診断結果報告の受理など、合計1,477件の届出、報告等があった。（別表2）

エ 研修会、研究会

人事委員会は、労働基準監督機関として、事業主が労働安全衛生対策を積極的に進めるための知識の普及に努めている。

令和2年度は、職場で進める安全衛生に関する講演、労働基準関係法令に係る諸手続を中心に机上研修を実施した。

オ 「労働基準関係事務の手引」の発行

各所属で労働基準法、労働安全衛生法等に関する実務の円滑な実施に資するため、労働基準法、労働安全衛生法等について解説し、必要な事務手続を説明した「労働基準関係事務の手引」を発行（平成元年3月初版、平成12年3月改訂版（加除式））した。

平成14年10月に「労働基準関係事務の手引」を電子化し、府内で共有している。

6 職員団体等関係業務

(1) 管理職員等の範囲の決定

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず（地方公務員法第52条第3項）、管理職員等の範囲は人事委員会の規則で定めることとされている（同条第4項）。

人事委員会では、「管理職員等の範囲を定める規則」を制定しており、令和2年度は、職の新設、改廃等により、同規則を改正した。

(2) 職員団体の登録

職員団体の登録の制度は、職員団体の組織及び運営が自主的かつ民主的であることを、人事委員会が確認し、公証するための制度である（地方公務員法第53条）。

令和2年度は、新たな登録はなかった。令和3年4月1日の登録状況は、別表3のとおりである。

7 働きかけ規制違反に関する監視等業務

地方公務員について、再就職者による依頼等（働きかけ）の規制を導入すること等により退職管理の適正を確保するための措置を講ずることとして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正（平成28年4月1日施行）が行われ、元職員による働きかけの禁止、退職管理の適正を確保するための措置、再就職情報の届出、人事委員会による監視体制の整備等が規定された。

改正後の地方公務員法では、任命権者が違反行為に対して調査を開始するとき等は人事委員会に通知（報告）すること、人事委員会は違反行為があると思料するときは任命権者に調査を要求すること等が定められた。令和2年度においては、任命権者からの通知（報告）、任命権者への調査要求等はなかった。

8 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務

(1) 市町村等の公平委員会の事務の受託

公平委員会は、職員の利益保護を図り、公正な人事権の行使を保障するために、市町村、地方公共団体の組合に置かれる機関であるが、地方公務員法第7条第4項は、公平委員会事務の簡素・効率化の観点から、公平委員会の事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる事を定めている。

この規定に基づき、令和3年4月1日現在では、神奈川県は県内の5市13町1村9一部事務組合1広域連合の計29団体と公平委員会の事務委託に関する規約を締結し、規約に基づき、県人事委員会が、これら受託団体の公平委員会事務を実施している。

(2) 受託団体

公平委員会事務の委託を受けている団体は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

市 (5市)	伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
町村 (13町1村)	葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
一部事務組合 (9組合)	秦野市伊勢原市環境衛生組合、高座清掃施設組合、足柄上衛生組合、湯河原町真鶴町衛生組合、広域大和斎場組合、足柄東部清掃組合、神奈川県市町村職員退職手当組合、足柄西部清掃組合、神奈川県町村情報システム共同事業組合
広域連合 (1連合)	神奈川県後期高齢者医療広域連合

(3) 受託事務

人事委員会が委託を受けている市町村等公平委員会の事務は、公平審査（苦情相談を含む。）に係る事務、職員団体に係る事務及び働きかけ規制違反に関する監視等に係る事務である。

ア 公平審査関係業務

令和2年度において、受託市町村等職員からの不利益処分に対する審査請求事案1件があり、勤務条件に係る措置要求事案はなかった。

イ 職員団体等関係業務

人事委員会では、「神奈川県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則」を制定しており、令和2年度は、組織及び職の新設、改廃等により、同規則を改正した。

受託団体における職員団体の登録について、令和2年度は、新たな登録はなかった。令和3年4月1日の登録状況は、別表3のとおりである。

ウ 働きかけ規制違反に関する監視等業務

令和2年度は、任命権者からの通知（報告）、任命権者への調査要求等はなかった。

9 退職手当の支給制限等の処分に係る審査業務

神奈川県では、国家公務員の例に準じ、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資するため、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職した者に退職手当の返納を命ずることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けることとなり、同制度を創設すること等を内容とする職員の退職手当に関する条例の一部改正が平成21年7月17日に施行された。

同制度では、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、任命権者が懲戒免職処分を受けるべき行為があつたことを認めたことによる支給制限や、本人又は遺族に対する返納命令などの処分を行う際には、人事委員会から意見の聴取をすることとされた。令和2年度においては、処理すべき案件はなかった。

【公平関係資料索引】

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1 別表1 県機関の労働基準法別表第1の号別適用事業所一覧(525箇所) | 40 |
| 2 別表2 労働基準監督機関としての職權行使状況(令和2年度) | 42 |
| 3 別表3 職員団体の登録状況 | 43 |

別表1 県機関の労働基準法別表第1の号別適用事業所一覧(525箇所)

(令和3年4月1日現在)

1 人事委員会が労働基準監督機関として所管する事業所(490箇所)

労 基 法 別表第1等 の 区 分	事業内容	事 業 所 名		
12号	教 育 研 究 調 査	温泉地学研究所 消防学校 公文書館 スポーツセンター 青少年センター 水産技術センター 水産技術センター試験場(2) 農業技術センター かながわ農業アカデミー 畜産技術センター 衛生研究所 看護専門学校等(3)	産業技術短期大学校 総合職業技術校(2) 東部総合職業技術校二俣川支所 神奈川障害者職業能力開発校 図書館(2) 金沢文庫 近代美術館 総合教育センター 博物館(2) 高等学校(138) 中等教育学校(2) 特別支援学校(29) (注1)	(196)
官公署の事業(別表第1に掲げる事業を除く。)	労働基準法別表第1各号に該当しない官公署	知事部局本庁各室課(104) 東京事務所 統計センター 県税事務所(12) 自動車税管理事務所 給与事務センター 総合防災センター かながわ男女共同参画センター 女性相談所 かながわ県民活動サポートセンター パスポートセンター パスポートセンター支所(2) 児童相談所(6) 環境科学センター 自然環境保全センター 漁港事務所(2) 農業技術センター地区事務所(4) 家畜保健衛生所(2) 計量検定所 かながわ労働センター かながわ労働センター支所(3) 障害者雇用促進センター リニア中央新幹線推進事務所 地域県政総合センター(4)	議会局 教育委員会本庁各室課(15) 学校事務センター 教育事務所(4) 人事委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 神奈川海区漁業調整委員会事務局 警察本部本庁各室課(44) サイバーセキュリティ対策本部 自動車警ら隊 鉄道警察隊 機動捜査隊 科学捜査研究所 第一交通機動隊 第二交通機動隊 高速道路交通警察隊 第一機動隊 第二機動隊 大和留置施設 警察学校 市警察部・方面本部(4) 警察署(54)	(294)

(注1) 特別支援学校のうち、平塚盲学校及び平塚ろう学校に付置された寄宿舎並びに横浜南養護学校、秦野養護学校、津久井養護学校、麻生養護学校、金沢養護学校、岩戸養護学校、相模原中央支援学校、あおば支援学校、横浜ひなたやま支援学校及びえびな支援学校以外の特別支援学校に付置された給食場は、特別支援学校とは別個の事業所として指定。

2 労働基準監督署が労働基準監督機関として所管する事業所(35箇所)

労基法別表第1等の区分	事業内容	事業所名
1号	製造	教育委員会(学校給食関係)(注2) (1)
3号	土木建築	横浜川崎地区農政事務所 土木事務所(5) 厚木土木事務所東部センター 厚木土木事務所津久井治水センター 県西土木事務所小田原土木センター 横浜川崎治水事務所 横浜川崎治水事務所川崎治水センター 流域下水道整備事務所 住宅営繕事務所 (13)
13号	保健衛生	子ども自立生活支援センター おおいそ学園 保健福祉事務所(4) 保健福祉事務所地域センター(4) 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 煤ヶ谷診療所 精神保健福祉センター 総合療育相談センター さがみ緑風園 中井やまゆり園 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校寄宿舎(2)(注3) (20)
15号	焼却清掃	資源循環推進課横須賀駐在事務所 (1)

(注2) 特別支援学校のうち、横浜南養護学校、秦野養護学校、津久井養護学校、麻生養護学校、金沢養護学校、岩戸養護学校、相模原中央支援学校、あおば支援学校、横浜ひなたやま支援学校及びえびな支援学校以外の特別支援学校に付置された給食場を一括して一の事業場とみなす。

(注3) 特別支援学校のうち、平塚盲学校及び平塚ろう学校に付置された寄宿舎は、独立した事業所として指定。

(参考)

号別適用事業所数集計表

人事委員会 職権行使対象事業所		労働基準監督署 職権行使対象事業所		合計
号別	事業所数	号別	事業所数	
12号	196	1号	1	
官公署	294	3号	13	
		13号	20	
		15号	1	
計	490	計	35	525

別表2 労働基準監督機関としての職権行使状況（令和2年度）

内 容	件 数	内 容	件 数
解雇予告除外認定申請書受理	3	ゴンドラ性能検査結果報告受理	0
時間外労働・休日労働に関する協定届受理	197	ゴンドラ休止報告受理	0
断続的な宿直又は日直勤務許可	14	ゴンドラ廃止報告受理	0
衛生管理者選任報告受理	123	ゴンドラ変更届受理	0
産業医選任報告受理	24	クレーン性能検査結果報告受理	0
定期健康診断結果報告受理	498	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等(ストレスチェック)報告書	364
労働者死傷病報告受理	66	有機溶剤等健康診断結果報告受理	39
ボイラー変更届受理	0	特定化学物質等健康診断結果報告受理	24
ボイラー性能検査結果報告受理	10	石綿健康診断結果報告受理	37
ボイラー休止報告受理	2	電離放射線業務健康診断結果報告受理	11
ボイラー廃止報告受理	2	高気圧業務健康診断結果報告受理	10
第一種圧力容器性能検査結果報告受理	21	鉛業務健康診断結果報告受理	2
第一種圧力容器休止報告受理	0	その他機械(局所排気装置等)設置報告受理	3
第一種圧力容器廃止報告受理	0	その他各種報告等受理	27
合 計			1,477

(参考)

1 特定機械等設置数

(R3.3.31現在)

ボイラー	36
第一種圧力容器	30
クレーン	3
ゴンドラ	2
計	71

2 特定機械等設置事業所数

(R3.3.31現在)

知事部局	18
教育委員会	27
警察本部	26
計	71

別表3 職員団体の登録状況

(令和3年4月1日現在)

	職員団体の名称	登録年月日	单一体・連合体の別	法人格の有無
県 関 係	神奈川県職員労働組合	昭和41年10月5日	单一体	有
	自治労神奈川県職員労働組合	平成2年3月23日	单一体	有
	神奈川県教職員組合	昭和41年10月5日	連合体	有
	神奈川県高等学校教職員組合	昭和41年10月5日	单一体	有
	神奈川県立高等学校教職員組合	昭和41年10月5日	单一体	有
	三浦半島地区教職員組合	昭和43年6月17日	单一体	有
	西湘地区教職員組合	昭和43年6月17日	单一体	有
	湘北教職員組合	昭和43年7月12日	单一体	有
	湘南教職員組合	昭和43年7月29日	单一体	有
	中地区教職員組合	昭和43年8月14日	单一体	有
	神奈川県学校事務労働組合	平成10年3月10日	連合体	有
	学校事務職員労働組合神奈川	昭和56年3月4日	单一体	有
	神奈川県学校事務労働組合・県央	平成9年2月24日	单一体	無
	神奈川県立障害児学校教職員組合	昭和60年5月13日	单一体	有
	神奈川県公立小中学校管理職組合	昭和48年8月22日	連合体	有
	足柄下郡公立小中学校校長副校長教頭組合	昭和48年10月19日	单一体	無
	茅ヶ崎市寒川町小中学校長教頭組合	昭和49年1月23日	单一体	無
	厚木市愛甲郡公立小中学校管理職組合	昭和49年3月28日	单一体	無
	逗葉地区公立小中学校管理職組合	昭和49年11月6日	单一体	無
	足柄上地区公立小中学校管理職組合	昭和50年1月27日	单一体	無
	大和・座間・海老名・綾瀬公立小中学校管理職組合	昭和53年5月23日	单一体	無
	中郡公立小中学校管理職組合	昭和54年7月24日	单一体	無
(小 計) 22団体				
受 託 市 町 村 関 係	伊勢原市立小中学校校長教頭組合	昭和49年8月9日	单一体	無
	自治労海老名市職員労働組合	昭和41年10月5日	单一体	無
	座間市職員労働組合	昭和46年4月24日	单一体	有
	自治労座間市職員組合	昭和56年5月22日	单一体	無
	自治労南足柄市職員組合	平成7年10月12日	单一体	無
	自治労綾瀬市職員労働組合	昭和47年4月17日	单一体	無
	全日本自治団体労働組合神奈川県本部葉山町職員労働組合	昭和49年6月13日	单一体	無
	自治労寒川町職員労働組合	昭和48年6月22日	单一体	有
	愛川町職員組合	昭和41年10月5日	单一体	無
	二宮町職員組合	昭和41年10月5日	单一体	無
	大井町職員組合	昭和55年11月20日	单一体	無
	山北町職員組合	昭和54年6月25日	单一体	無
	開成町職員組合	昭和53年9月16日	单一体	無
	湯河原町職員労働組合	平成元年5月20日	单一体	無
(小 計) 14 団体				
	合 計	36 団体		